

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、千曲農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項の規定において準用する第12条第1項の規定により公告し、同法第12条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和8年6月10日

千曲市長 小川 修一

1. 農業振興地域整備計画書の縦覧場所

千曲市役所 経済部 農林課

（所在地 千曲市杭瀬下二丁目1番地）

2. 農業振興地域整備計画書の縦覧期間

令和8年6月10日以降、常時備え付けてあります。